

令和3年度第3回大阪府環境影響評価審査会 会議録

開催日 令和4年2月21日（月曜日）

出席委員：相原委員、赤尾委員、内井委員、内田委員、勝見委員（会長）、小谷委員、嶋寺委員、高田委員、高橋委員（会長代理）、西野委員、西村委員、藤長委員、水谷委員、道岡委員、若本委員

（午前10時00分 開会）

【事務局（金城課長補佐）】

定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第3回大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

事務局を務めさせていただいております環境管理室の金城でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、本日はオンラインの開催ということで、お願い事が幾つかございます。ネットワークの負荷を抑えるため資料の画面共有は行いませんので、事前にお送りいたしました資料をお手元で御覧いただきますようお願いいたします。発言される時以外は、カメラとマイクをオフにさせていただくようお願いいたします。ご発言の際には、挙手ボタンでお知らせください。会長から指名がございましたら、カメラ、マイクをオンにしてご発言ください。ご発言が終わりましたら、カメラ・マイク・挙手ボタンをオフに戻してください。音声がかえにくいなど、何か支障がございましたらチャット機能でお知らせください。以上、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開について説明いたします。本日の審査会は、大阪府の会議の公開に関する指針に従い、公開としております。傍聴につきましては、事務局がおります庁舎の会議室に傍聴席を設けております。他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、YouTubeによるライブ配信を音声についてのみ行っています。また、会議資料につきましても、WEB上で公開させていただいております。

続いて、会議の成立について報告いたします。審査会規則により、過半数の委員のご出席をもって開催の要件としておりますところ、本日は15名の委員全員のご出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、環境管理室長の小林からごあいさつ申し上げます。

【事務局（小林環境管理室長）】

おはようございます。環境管理室長の小林でございます。会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さま方におかれましては、日頃から環境行政の推進に御協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。本日は新型コロナウイルス感染対策のためにオンラインの開催に御協力を賜りましてありがとうございます。またお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日は大阪府環境影響評価条例の規定に基づきまして、事業者から提出されました環境影響評価方法書に関しまして御審議をお願いするものでございます。今回は2件の案件が上がってきておまして、1つは泉佐野市田尻町清掃施設組合と熊取町が新たに一般廃棄物の焼却施設を設置するもの、2つ目は大栄環境株式会社が産業廃棄物の焼却施設の建て替えを行うというものでございます。いずれも廃棄物の焼却施設ということで、廃棄物の適正処理という観点から非常に重要な施設でございますが、

焼却施設ということで環境への影響も小さくない施設でございます。2件の案件がほぼ同時期に上がってきておりまして、これからの審議も2つが並行していくことになると思いますので、委員の皆様方には、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

【事務局（金城課長補佐）】

それでは、議事次第を御覧いただきますようお願いいたします。

会議資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。それから、議事次第でございますように、本日の議題は2件の環境影響評価方法書についてでございます。今の挨拶にもありましたように、2事業とも廃棄物焼却施設を設置する事業でございます。議題1は処理能力が1日 240 トンの一般廃棄物焼却施設、議題2は1日 220 トンの産業廃棄物焼却施設を設置する事業でございます。大阪府環境影響評価条例におきまして、1日当たり 100 トン以上の処理能力の廃棄物焼却施設を設置する事業を対象事業としておりますことから、いずれも条例に基づく環境影響評価手続を行うものでございまして、本日付で資料1の文書によりまして審査会に意見照会をさせていただきます。

それでは、勝見会長、御審議をよろしくお願いをいたします。

【勝見会長】

会長を仰せつかっております勝見です。今日はどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、先ほど少し前振りもございましたけれども、2つの議題があるということで、まず議題の1番、泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書についての審議に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、事業者の方から方法書の内容について御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（梅谷）】

皆さん、おはようございます。泉佐野市田尻町清掃施設組合の梅谷でございます。本日はよろしくお願いをいたします。

それでは、早速私どもが実施いたします、新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価の方法書について御説明させていただきます。

お手元の資料2、パワーポイントの3ページをまず御覧ください。事業実施の背景について説明いたします。

私ども施設組合の焼却施設は昭和 61 年、破砕施設は昭和 58 年に供用開始しておりまして、ともに既に 30 年以上、老朽化が進んでおる施設ということでございます。そのため、当初平成 23 年から 25 年頃にかけてまして近隣の岸和田市貝塚市クリーンセンターと一緒に処理してもらえないかということで、いろいろ協議を進めてきたんですけれども、これが実現せず、これはもう自前で施設を更新しないといけないということで方針が定まりました。その際に、お隣の熊取町さんの施設も老朽化が進んでおるということでしたので、私どもからお声をかけまして、一緒に将来の広域処理を念頭に調査、検討しようということで勉強会を立ち上げまして、その後、平成 30 年 2 月、熊取町さんから、正式に一緒にやろうということで意思表示いただきました。そして同年 12 月に 1 市 2 町と私ども組合の名前で地域計画を策定い

たしまして、1市2町においてごみ処理の広域化を図り、令和12年度の稼働を目指して新しい施設を整備していくということになりまして、今回のアセスの手に至るということとさせていただきます。

続きまして、4ページを御覧ください。事業予定地の選定の経緯について御説明いたします。

平成27年度に立地アセスメントという業務を行いまして、当初10か所、その内4か所、最終的に泉佐野市の上之郷地内の場所を候補地として選定いたしました。その後、泉佐野市において選定地を含む土地区画整理事業が実施されることになりまして、この土地区画整理事業地内において周辺環境等を考慮いたしまして、今回の事業予定地を最終的に選定することになりました。

ここで資料の5ページを御覧ください。

5ページの左側、泉佐野市を中心とした地図になっておりますが、左上が現在の私ども施設組合の焼却場、第2事業所、右下に熊取町の処理施設、環境センター、中ほどに今回の事業予定地、右側の図はその事業予定地の拡大図でございまして、この緑色の部分がもとの立地アセスメントで選定した部分、太線で囲まれたのが今回の最終的に予定地になった場所ということとさせていただきます。

資料の7ページを御覧ください。

こちらには整備に係る基本方針を掲げてございます。今どきの施設に必要なものということで6項目掲げておりまして、これに基づいて整備を進めていくということとさせていただきます。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。

こちらには施設の概要ということで、エネルギー回収推進施設といたしまして、1日の処理量240トン、ストーカ式の焼却炉を備えて、エネルギーの回収率の目標が21%、マテリアルリサイクルの推進施設、1日の処理量が30トンというところの施設を計画しておるというところとさせていただきます。

資料の10ページ、11ページには処理フローを載せておりますけれども、これは、今後進めていく詳細設計において、詳しく決まってくる部分というところとさせていただきます。

12ページを御覧ください。

こちらに対象事業の実施期間を掲げてございます。令和3年度から6年度にかけてこのアセスの業務を行いまして、6年度、7年度に事業者を選定、8年度から11年度にかけて工事を実施しまして、12年度の稼働を目指すというところとさせていただきます。

それでは、ここで説明者をこのアセス業務を委託しております建設技術研究所さんに交代いたします。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

建設技術研究所の荒川といいます。それでは、13ページ以降の御説明をさせていただきます。

まず、環境影響評価を実施する地域ですが、本事業では最も広域な影響を把握する必要がある景観について、約3キロの範囲を設定いたしました。また、この範囲の中に含まれる泉佐野市、熊取町、泉南市と組合の構成員である田尻町を含めまして、泉佐野市、田尻町、熊取町及び泉南市を対象市町として実施

しております。

次に、14 ページ以降、地域の概要について御説明いたします。14 ページは社会的状況になります。

これらの地域は第3次産業の占める割合が多くなっておりまして、対象事業実施区域には市街化調整区域、近郊緑地保全区域が位置しております。廃棄物量としましては、泉佐野市が5万トン、田尻町は3,000トン、熊取町は1万3,000トン、泉南市が2万3,000トンとなっております。

続いて15 ページ、生活環境の状況になります。

特に大気環境、水環境ともに大きな問題がある項目はございませんが、騒音・振動についてのみ測定結果で夜間の環境基準を超過したという地点がございました。超過理由についてヒアリングしたところ、周辺道路の交通騒音の測定時に虫の声が入ったということで報告を受けております。また、苦情の状況ですが、泉佐野市、熊取町、泉南市は騒音、田尻町は大気汚染の苦情件数が多くなっております。

続きまして、16 ページの自然環境及び歴史的、文化的環境になります。

当該地域は、気象は温暖で比較的交通量の少ない地域となっております。また、地質は花崗岩質、水象としては樫井川が周辺を流れております。生態系として、哺乳類のアナグマ、鳥類のイカルチドリ、両生類のヤマトサンショウウオ等が確認されておりまして、樫井川ではツチフキ、ミナミメダカ等も確認されております。生物多様性ホットスポットとして、泉州ため池群が選定されております。人と自然との触れ合いの活動の場として、大井関公園、泉佐野丘陵緑地、ハイキングルートなどが存在しております。文化財として、日根荘由来の文化財が多く存在している地域になります。

続いて17 ページ、環境影響評価の項目について御説明いたします。

まず、評価対象とする環境影響要因としましては、施設の存在、施設の供用として焼却施設の稼働、施設関連車両の走行、工事の実施としまして、建設機械の稼働、工事関連車両の運行による影響を影響要因として掲げております。環境影響評価項目の選定につきましては、18 ページ以降で御説明いたします。

18 ページですけれども、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭につきましては、施設の供用、工事の実施の影響を項目として選定しております。

次、19 ページになりますが、陸域生態系、人と自然との触れ合いの活動の場につきましても、同様に施設の供用、工事の実施についての項目として選定しております。特に、生態系に関しましては区画整理事業後の造成地での事業となるため、対象事業による陸域生態系の影響は軽微であると考えましたが、供用、工事の実施による影響は項目として選定いたしました。景観につきましては、施設の存在、廃棄物、地球環境につきましては、施設の供用、工事の実施について選定しております。

続きまして、20 ページになります。こちらでは項目を選定しない理由について御説明いたします。

まず、大気質につきましては、施設からの排煙から排ガス中にはほとんど含まれない物質、一酸化炭素、ベンゼン等については項目から除くことにいたしました。また、微小粒子状物質につきましては、発生源が多岐にわたり、生成反応メカニズムは複雑で予測手法が確立されていないため、項目から除いて

おります。水質、底質、地下水につきましては、下水道放流を行う計画であることから、項目から除いております。地盤沈下につきましては、周辺が花崗岩質であり、沈下の懸念がないため選定いたしませんでした。日照障害、電波障害につきましては、事業実施区域と保全対象との関係、また送信所との関係から、影響が想定されないという判断をしまして想定しております。水象、海域生態系につきましては、区画整理事業後の造成地での事業となるため、項目としては選定いたしませんでした。文化財につきましては、周辺に存在していない、対象事業実施区域には存在していないこと、オゾン層破壊につきましては、オゾン層破壊物質が排出されないことから選定しておりません。

続きまして、環境影響評価の方法について御説明いたします。

まず 21 ページ以降、大気質の調査になります。大気質につきましては、対象事業実施区域周辺で 4 季の調査を実施していきます。

次に、22 ページになりますが、大気質のうち、気象関係になっています。地上気象につきましては通年の調査を実施し、高層気象につきましては 4 季の調査を実施する予定でおります。調査地点につきましては、後ほどまとめて御説明いたします。

続きまして、23 ページ、影響予測についてになります。煙突排出ガス、関係車両の排出ガスについて、それぞれ排出ガスの影響予測等一般的に用いられる手法を用いて対象事業実施区域周辺で予測を行ってまいります。

次に、24 ページ、工事の実施になります。こちらにつきましても、マニュアル等で一般的に示されている方法を用いまして、対象事業実施区域周辺、また工場用車両の走行ルートの沿道について予測を行ってまいります。

次に、25 ページ、評価の手法になります。

まず、1 番目としまして、環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていることが評価の指針の 1 番目になります。

次に、2 番目としまして、環境基準並びに環境基本計画、大阪府環境総合計画等の国、大阪府、または泉佐野市が定める環境に関する計画、方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。

3 点目としまして、大気質に関しましては大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法と大阪府生活環境の保全等に関する条例、関係する法令等に定める基準に適合するものであること、この 3 点について、評価の指針としております。

ほかの項目につきましても同様に、評価の指針はこの 3 点、もしくは 2 点、1 番目、2 番目について評価の指針としております。

続きまして、26 ページになります。

騒音、振動、低周波音、悪臭につきましては、平日、休日の各 1 回実施いたします。また、悪臭に関しましては夏季の 1 日について調査を実施いたします。

27 ページになります。影響予測になります。

騒音、振動につきましては、伝搬計算式による数値計算により、低周波音につきましては距離減衰による数値計算、悪臭につきましては類似事例による定性的な予測を想定しております。車両の走行につきましては、日本音響学会による道路交通騒音予測式、振動につきましては、技術手法等に示された方法に

よって予測します。

次に、**28** ページになります。

こちらは工事中の予測になりますが、こちらも存在、供用と同様の予測手法で行ってまいります。

29 ページ、評価の手法につきましては、先ほどの大気質と同様になります。

続きまして、**30** ページ、陸域生物、陸域生態系になります。各項目ごとに、おおむね4季の調査を実施してまいります。猛禽類につきましては、フクロウ調査、昆虫類につきましてはホタル調査を実施するのが特徴的かと考えております。

次に、影響予測になります。**31** ページになりますが、影響の環境の変化と勘案して生物の影響、陸域生態系への影響を予測してまいります。

次に、**32** ページ、評価になります。

こちらにつきましても、大気質同様に評価の手法を定めて、評価を実施してまいります。

次に、**33** ページになります。

人と自然との触れ合いの活動の場、景観につきましては4季の調査を実施してまいります。

次に、**34** ページ、影響予測になります。

車両の走行、施設の存在、工事用車両の走行について、フォトモンタージュですとか、類似事例に基づく影響の予測を行ってまいります。

35 ページ、評価になります。

こちらにつきましても、大気質同様に、1番、2番、3番について、評価を行ってまいります。

続きまして、**36** ページになります。

廃棄物、発生土、地球環境になります。こちらにつきましては、対象事業実施区域で入手可能な資料を用いて調査を実施していきます。

37 ページ、影響予測では、廃棄物の予測に対し一般的に用いられる方法として、類似事例ですとか事業計画、原単位による予測を行ってまいります。

続きまして、**38** ページ、評価になります。

こちらにつきましても、大気質同様に1番、2番、3番について評価を行ってまいります。

続きまして、**39** ページ、環境影響評価の調査地点について御説明いたします。

こちらは大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭の調査地点になります。黒の四角は大気質、それから黒丸の地点につきましては、道路沿道の大気質、騒音、振動、計3地点ございますが、道路沿道のうち騒音、振動につきましては1地点、白丸の地点を設定しております。そして地上気象、高層気象、上層気象は菱形の地点、黒の菱形と灰色の菱形を示しております。

続きまして、**40** ページが陸域生態系、人と自然との触れ合いの活動の場、景観の調査地点、調査地域になります。陸域生態系につきましては、赤の設定が陸域動物、植物相の調査範囲になります。事業実施区域周辺の**200**メートルになります。オレンジの範囲が植生の調査範囲になります。事業実施区域周辺の**1**キロの範囲になります。そして猛禽類の調査範囲が緑の点線の枠になりまして、事業実施区域の周

辺の2キロになります。最後に景観の調査地域が周辺の3キロの範囲という形になります。また、人触れの調査範囲として、ハイキングルート、泉佐野丘陵緑地、景観の調査地点として大井関公園ですとか、母山集落、泉佐野丘陵緑地等を選定しております。

以上で本事業の環境影響評価についての御説明を終わらせていただきます。

【勝見会長】

御説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまいただきました御説明につきまして、委員の皆様、御質問、御発言等ございましたら、挙手ボタンを押して表示していただけますでしょうか。いかがでしょうか。

藤長先生、お願いいたします。

【藤長委員】

大阪産業大学の藤長です。よろしくお願いします。

まず、パワーポイントのPDFの5ページ、事業の背景で、立地アセス選定地と今回の調査対象区域がちょっと違うのですけれども、これはどういう経緯になっているのか教えてもらえませんかでしょうか。

【勝見会長】

事業者さんの方、お答えいただけますでしょうか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（梅谷）】

施設組合の梅谷でございます。先ほども簡単に触れましたけれども、立地アセスでは、このパワーポイント5ページ、右側の緑色のところ、これを選定したわけなのですけれども、その後、この部分を含む区域で区画整理事業というのが立ち上がりまして、その中で幾つかの区画ができるわけなのですけれども、例えば民家さんから一番遠い場所がいいのじゃないかということで現在の対象区域ということになったということでございます。

【勝見会長】

藤長先生。どうぞ。

【藤長委員】

ちょっと理解できなかったのですが。区画整理とどういう関係にあるのですか。すみません、分からなかったです。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（梅谷）】

この場所は従前、昔の話ですけれど、コスモポリスという計画がありまして、産業集積地みたいなことを以前にしようとしたのですけれども、それが頓挫してそのままになっていたところなのですけれど、これを昨今のこの経済的な状況とかで、交通、運搬、そういった業界でそういう集積地のニーズがかなり起こってきていますので、このタイミングでもう一度そういう産業集積地化の事業を考えるというふうな動きがありました。そういうこともあって、この場所で産業集積地区画整理事業をするというふうな動きが起こったということでございます。その中でごみ処理施設の位置も造られる区画の1つを使ってということで若干の移動になったということでございます。

【藤長委員】

そういう場所があったということでもよろしいですか。立地アセスと同じような条件がその隣にもあったということでもよろしいですか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（梅谷）】

はい、そうです。

【藤長委員】

分かりました。あともう1つあるのですが。今回の水処理フローを見ましたけれども、予定ということ、今後詳細を検討するというので、この予定というのはどこまで確実なのかなと。というのが、この方法書を見させてもらったら、排水は出ないようにする、循環利用という言葉もありますし、一方で再利用するという言葉もあって、100%再利用するのかなと。今回のアセスには対象外としますよと、下水に流しますのということですのでけれども。例えば、方法書の2-34にフローが書かれており、予定とされていますが、どこまで決まっています、どこは変えるつもりがあるのかとか、そのあたり、予定というのはどこまで確実になっているのかという進捗状況を教えてもらえますか。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

業者の方でお答えいたします。方法書の2-34ページにございますように、現在このような、放流としておりまして、基本的には焼却施設は排ガス等は乾式処理ということを用いまして、現在、リサイクル施設側からのプラント系の排水、もしくは生活用水も含めて処理をした上で場内再利用をして余剰水のみを下水道放流するという事は確実にしております。ですから、基本的に公共用水域への排水はないということは確定しております。よろしいでしょうか。

【藤長委員】

それはもうないということによろしいですか。循環、100%再利用されるということによろしいですか。それは決まっているということによろしいですか。確認ですけれども。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

場内で汚水処理をして再利用水として使えるものは使って、余剰水のみを下水放流に流すという計画にしております。

【藤長委員】

循環、完全な再利用じゃなくて、一部を再利用すると。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

そうです。可能な範囲で場内再利用した上で余剰水が下水道放流されるということになります。

【藤長委員】

では、あと1つだけ。2-34でフローが書かれていますが、どこまでが決まっているのか、どこまでが変える予定があるのかというのは、どんなものでしょうか。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

おおむねこのとおりの基本的な流れになると思います。ただ、フローの一番右下等、膜処理設備等がございますけれども、このあたりはどれだけのプラント系の汚水等の排水の原水となるかということで、その辺の必要性については今後の詳細設計でと思っております。

【藤長委員】

分かりました。ありがとうございました。

【勝見会長】

ありがとうございます。今御説明いただいたのは方法書の2-34ページですね。

【藤長委員】

はい。

【勝見会長】

ありがとうございます。それでは、ほか、高田先生、お願いできますでしょうか。

【高田委員】

高田です。土地区画整理との関係が分からないので説明いただきたいのですが、今現在というのは、ここは山林とため池があるように思うのですが、それで間違いないですか。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（梅谷）】

施設組合、梅谷です。おっしゃるとおりでございます。

【高田委員】

そこに区画整理事業が別にあって、そのアセスがまた別に行われていて、その事業とはこの今回のごみ処理施設のアセスはまた別件と考えたらいいですかね。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（梅谷）】

区画整理事業の方はアセスの対象外ということになってございます。

【高田委員】

そうなのですね。区画整理と別立てということであれば、水域のため池の調査が入らないのは制度的にそうなのかもしれませんけれども、一番大きいのはこのため池の埋立て、生き物的にはため池の埋立てが一番重要なところではないかと思うので、それは調査項目には入れられないものなのですか。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

業者の方から説明させていただきます。基本的に区画整理事業とは別の事業として方法書を作成しておりまして、そうした中で、その区画整理事業の影響以外のもので当事業が影響を及ぼす項目というのを選定しております。それから、区画整理事業との関係もございます。もちろん、そういう意見もあるかということもありまして、2章の方で区画整理事業における調査については情報共有しながら進めていくというような記載をさせていただいております。

【高田委員】

はい、分かりました。できるだけ水域の調査というのを入れていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

区画整理事業者さんとも情報共有しながら入れていきたいと思っております。よろしくお願いします。

【高田委員】

お願いします。

【勝見会長】

ありがとうございます。それでは、内田先生、お願いできますでしょうか。

【内田委員】

私も区画整理事業との関係が気になったので同じような質問が1つあったのですが、区画整理事業はアセスの枠外だからということで何も評価しないようであると、今回区画整理事業のエリアの中

に占めるこの対象施設の割合というのは極めて高いように見えるのですけれども、よろしいのかなというのがやはり気になるので。資料の2の19ページ、陸域生態系とかのところを拝見すると、選定する理由として、土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、対象事業による陸域生態系の影響は軽微であると考えられると。ただしという形でちゃんと考慮するよというふうには書いてあるのですけれども、区画整理事業の方でちゃんと評価しているからオーケーという趣旨かと思ったら、どうもそうではないということですので、このあたり、書き方だけなのかもしれないですけども、姿勢が気になる場所です。同じような文言は20ページのところの水象、海域生態系のところでも出ていますので、先ほど御指摘があったようなことから、やはり十分に御配慮いただければと思います。

もう1つは、その裏返しで区画整理事業をなぜやるようになったかという御説明のときに、ここは上之郷インターがあり、流通、物流関連のニーズがあるのだろうと推察しますけれども。そうなるのと、これまた違う事業だから別よという話かもしれないですが、供用後、土地区画整理事業のほかの土地のところに立地後に車両の出入りはかなり予想されるのではなからうか。その辺のところを今回の分だけ取り出してやるというのはいかなものかなと思ったりもします。土地区画整理事業で、実際に現状としては緑地、ため池のところ、ここを開発するというのの影響というのと、それから出来上がった後にどんな形で使われるのか、そこに出入りする、私は交通の方を担当していますので、車両の出入りについてどう考えればいいのかというあたり、ちょっとお教えいただけますでしょうか。

【勝見会長】

事業者さん、お願いいたします。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

業者の方から御説明させていただきます。方法書を作るに当たって、やはり本事業の方法書ということで、区画整理事業とは切り分けて、調査、予測の方法についてはお示しさせていただきました。ただ、やはりそういう区画整理事業との関係というの、御意見として出てくることはあろうということを考えまして、方法書の2章で区画整理事業との関係をお示しさせていただいているというような状況になります。ただ、工事用車両台数につきましては、2章の2-38ページに、将来ごみ収集運搬台数の推計ということで、表の2.3.21になります。区画整理事業における車両台数を推定台数と併せてお示しはしております。こちらの処理施設の事業につきましても、区画整理事業につきましても、計画の方、進んでまいりますので、そういった事業の状況を踏まえながら、こちらの廃棄物処理施設の影響と、区画整理事業の影響を含めて予測するべきなのか、どうなのかというのは項目ごとに考えていければと思っております。

【内田委員】

当面は了解ですけれども、通常であれば、バックグラウンドに対してアッドオンされる部分を重視してということになるのかと思うのですけれども、それを今回、一体として考えるべきなのかどうかというあたりについては、ちょっと考えた方がいいのかなと感じました。どうもありがとうございます。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

どうもありがとうございます。

【勝見会長】

ありがとうございます。そのほか御質問、御発言ございますでしょうか。

相原先生、お願いいたします。

【相原委員】

先ほどから区画整理事業と今回の事業地への関係がいろいろと話題になっているかと思いますが、今回のアセスとは直接というか、その前段の話になると思うのですが、区画整理事業というのはどういふような進捗状況であるのかということと、もう1つはこの区画整理事業予定地全域がまず開発されると。その段階で、埋蔵文化財であったり、隣接地に重要文化的景観というのがありますので、その辺との関係できっちりとクリアできているのかと。その上で、今回の事業地の中で既に区画整理事業の段階でクリアできているから、やはり問題はないのか、というところを少し確認といいたいでしょうか、整理しておいた方がいいのかなと思います。先ほどから何人かの先生方、言われていますけれども、前提としての区画整理事業があって、それが出来上がっているから、今回の事業地の中では項目、するべきもの、しないものというものがいろいろ定義されていると思うのですが、そのあたりはもう少し整理された方がいいのかなという気はします。

【事業者：泉佐野市成長戦略室（大垣）】

すみません、泉佐野市の成長戦略室、大垣と申します。よろしく申し上げます。

区画整理事業のスケジュールなのですが、現在、この区画整理事業につきまして、事業者の意向調査ということで、サウンディング調査をしている状況でございます。それを集計しまして、大阪府さんの方に、今現在は泉佐野丘陵緑地ということになっているのですが、それを産業用地化にするということでその後の大阪府の方針の決定を受けまして、令和3年度中、3月の末頃、本格的に事業者の公募を開始したいと考えております。令和4年6月頃に事業者を決定したいと思っております。その後、都市計画の変更とか事業計画の認可の策定をしまして、令和5年4月を目標に事業認可を取ろうとしております。その後、令和5年度から事業認可をもらいましたら、工事着手という形で考えております。令和7年、8年頃、この焼却場の建設に間に合うように造成工事を進めていくというスケジュールになっております。文化財につきましては、令和4年度に文化財の試掘調査を考えておる状況でございます。以上です。

【相原委員】

分かりました。ありがとうございます。埋蔵文化財については試掘調査を先にして、それから本調査が必要であれば本調査をするというスケジュールということと理解しました。もう1つは、この地域との距離感が分からないのですが、日根荘の重要文化的景観というのにも隣接、隣接といいますが、近くにあると思いますが、その影響についても、今のところ問題はないという理解でよろしいですかね。

【事業者：泉佐野市成長戦略室（大垣）】

そうですね、特にその辺は問題ないかと考えております。

【相原委員】

分かりました。ありがとうございます。

【勝見会長】

ありがとうございます。それでは、高橋先生、お願いできますでしょうか。

【高橋会長代理】

高橋です。1点だけ、簡単に済むかと思うのですが、本日の資料の3ページが現況の処理施設の規

模ですよね。田尻町と熊取町合わせて焼却が 300 トン強ちょっとですね。それから、それ以外が 66 トン、新しい施設、焼却が 240 で、それ以外が 30 ですかね。これで大丈夫なのですかという単純な質問です。お願いします。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

業者の方からお答えいたします。方法書の 2－8 ページの現況の施設等を書いております。確かに現況施設等に比べてもこれほど大きくなるという前提ですけど、一応将来的には人口が微減ということと、排出の原単位等を排出抑制の策によって、できるだけごみを出さない方向で精査しておりますので、今のところこの 240 トンの規模、リサイクルの方の 30 トンの規模ということは問題がないと思っております。特に焼却の方につきましては、災害が発生したときの余力としまして、処理能力に 10%ほどを上乗せした規模で推定しておりますので、平時の発生量においては、処理においては多少将来のトレンド等の見込みが若干ずれたとしても特に問題ないものと考えております。以上です。

【高橋会長代理】

きっちり予測をされているわけですね。了解しました。ありがとうございます。

【勝見会長】

ありがとうございました。そのほか、委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局の方もよろしいでしょうか。

高田先生、手が挙がりました。お願いいたします。

【高田委員】

しつこいようですが、もう 1 回確認してもらいたいのは、区画整理事業の方のアセスは大阪府ではなく泉佐野市の方でされて、それと今回のアセス結果が統合されるようなイメージでいいですか、確認させてください。

【事業者：泉佐野市田尻町清掃施設組合（梅谷）】

区画整理事業の方は泉佐野市独自でアセスという制度もございませんので、そういう意味ではないですけれども、独自にある程度対応するための手だては考えるというふうに聞いてございます。

【事業者：泉佐野市成長戦略室（大垣）】

すみません、区画整理の方からちょっと回答させていただきますと、工事にかかる前に一応、自主アセス的なものはしたいと考えておりまして、文献などいろいろ資料を見させていただきまして現地調査等を行いまして、焼却場の方とも協力しながら進めていきたいと考えております。以上です。

【高田委員】

ありがとうございます。それでしたら、今回の府の方のアセスにはどう絡むか分からないのですが、生物の影響は造成時が一番大きいことは明らかですので、水草ですとか、水生生物、ため池周辺の水生生物についてはよく注意して調査していただければと思います。以上です。

【勝見会長】

ありがとうございます。若本先生、手が挙がりましたか、お願いいたします。

【若本委員】

若本です。私もやっぱり土地区画整理事業が非常に気になっていまして、景観などを考えるときには、

多分上に建つ建物よりも、この場合は大地の形だとか、大地の様相が変わることの方がよほどインパクトが大きいので、土地区画整理事業に対して意見が言えないのであれば、ほとんど景観の調査はどんなのだろう、意味があるのかなとちょっと思うぐらいだったのですが。方法書の2-15 ページに、先ほど来、説明もあるのでありますが、土地区画整理とごみ処理場が連携しながら事業を進めるのだという書き方をされているのですが、これ具体的にどういうものかというのが書かれていません。連携の取り方の具体的な方法がもし追加できるのであれば書いていただくと、どういう進め方をされているかというのが把握できて、今後の評価などにも役に立つと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

【事業者業務受託業者：株式会社建設技術研究所】

では、業者の方から御説明させていただきます。2-15 ページの方は、確かに具体的な連携の方法等までは記載しておりませんが、今後、現地調査ですとかを踏まえて、それぞれの項目で対応していくことは考えております。項目によっても多分変わってくるのかなと思っておりまして、先生から御指摘ありました景観につきましては、特に区画整理事業前提の事業というのはどの項目も変わらないのですが、区画整理事業で更地になった後に、この廃棄物処分場が建設されるということで、結果的にはその区画整理事業の状況プラス、廃棄物処理施設がそれに建った状態というのを景観のフォトモンタージュですとか、そういう形で予測していくことになるのかなというふうには考えております。ですので、今山林の状態ですが、そこに廃棄物処分場だけが建ったという状態を予測するというのは現実的ではありませんので、区画整理事業の状況プラス廃棄物処理施設の状況というのが、段階的にお示しするというところもあるかと思いますが、そういう形での予測になるのかなというふうには考えております。

【若本委員】

分かりました。ただ、これちょっと今回残念だなと思ったのが、土地区画整理事業、工事が令和5年度からということで、既にほとんど設計も終わっているのかなと思っています。本当は設計段階などからきちんと調整があって、敷地選定だとか、計画につなげられたらよかったのかなと思います。アセスの評価の対象ではないのかもしれませんが、そのあたりの工夫がやはり求められる地域ではないのかなと思っていました。

私からは以上です。ありがとうございました。

【勝見会長】

ありがとうございます。ほかにもあるかもしれませんが、もしありましたら、事務局を通して質問、お申し出いただくということで、一旦ここで区切らせていただいてもよろしいでしょうか。

先生方にはいろいろ御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。それから、事業者さんにも御説明、御回答いただきましてありがとうございました。

それでは、ここで本件の事業者の方々には御退出をいただくということでお願いをいたします。どうもありがとうございました。

(事業者、退出)

【勝見会長】

それでは、続きまして議題の2に行かせていただきます。

大栄環境株式会社（仮称）和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価方法書についての審議になります。こちら事業者さんから方法書の内容について御説明いただきたいと思っておりますので、よろ

しくお願いをいたします。それでは、御説明お願いいたします。

【事業者：大栄環境株式会社（邑岡）】

大栄環境株式会社の邑岡と申します。よろしくお願ひいたします。本日は大栄環境株式会社の和泉エネルギープラザ整備事業環境影響評価方法書の内容について、御説明をさせていただきます。

まず、事業内容につきましては、事業者である大栄環境株式会社の私、邑岡の方から説明させていただきます。環境影響評価の部分につきましては、調査会社である関西環境管理技術センター様の方から説明をさせていただきます。説明の後の質疑応答につきましては、こちらにいるメンバーの方で御対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

本日説明させていただく資料としましては、資料3に当たる、11 ページでまとめさせていただいております方法書のあらましを使って、説明をさせていただこうかなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

早速説明させていただきます。表紙で方法書のあらましということで1 ページになっておりまして、ページをめくっていただきますと、2 ページということで、上に、はじめにと記載させてもらっております。その4行目の部分から少し読み上げさせていただくのですが、本事業の内容としましては、今般、グループ会社である株式会社クリーンステージが平成17年から稼働させている焼却施設を解体、撤去し、同じ敷地内において、株式会社クリーンステージではなく大栄環境株式会社として新規焼却炉を建設する、焼却炉建て替え事業の計画を策定しております。計画策定の経緯としましては、現行施設の老朽化が進んでいる状況というところでございます。

同じく2 ページと3 ページにかけまして、事業の概要について表でまとめさせてもらっておりますので、項目に沿って説明させていただきます。事業者としましては、先ほどお伝えしたとおり、大栄環境株式会社でございます。実施場所につきましては、和泉市テクノステージの記載の住所となっております。用途地域でいうと、工業専用地域に当たる場所となっております。供用計画の施設稼働計画ということで、24 時間稼働で年間の稼働日数としては320 日を計画しております。

続きまして、施設計画で炉形式としては、焼却炉のストーカ方式を計画させてもらっております。現行施設ではガス化改質炉の形式となっているのですが、建て替え後も引き続きガス化改質炉を採用しなかった理由としましては、このガス化改質炉は非常に高度な技術を要する施設であるにもかかわらず、維持管理に必要なメーカーからの技術的支援が脆弱化しており、メーカーの撤退が進んでいる状況というところがございまして、将来的に施設操業が困難になることが予測されるということで採用しなかったというふうな判断をさせてもらっております。

処理能力につきましては、1 日当たり220 トンを1 炉というふうに計画しております。この規模の選定につきましては、敷地内にある破碎施設棟、マテリアルリサイクルを行う破碎の中間処理施設、ここから出る可燃系廃棄物が約100 トンあるということで、これを処理できることという点と、廃棄物の焼却によって生まれる熱エネルギーを利用して発電をする計画なのですが、この発電量が事業敷地内の施設消費分を十分に上回り、送電可能な熱量を確保すること、また持続可能な事業採算性、敷地面積、周辺の環境影響、このあたりを考慮してこの規模を計画させてもらっております。

続きまして、発電電力としましては4,110 キロワットとしております。現行施設は1,500 キロワットとなっております。現行施設との運用の違いとしましては、発電した電力は新規焼却炉と既存にある施

設等で有効利用しまして、余剰分については電力会社さんに売電を行うという計画をしております。ただ、我々が所在するこのテクノステージ和泉では、和泉コスモポリス地区地区計画という地区計画が定められておりまして、電気供給業に該当する建築が規制されているという状況でございます。なので、我々としましては、このテクノステージ和泉まちづくり協議会という協議会をまとめて管理されている協議会様と調整を図りながら都市計画提案制度に基づく地区計画の一部変更の提案というものを並行して進めさせていただこうかなというふうに考えております。

続きまして、排ガス量につきましては記載のとおりでして、湿りの排ガス量としては約 10 万Nm³/h、乾き排ガス量としましては、約 9 万Nm³/h というふうになっております。排ガス温度は 159 度、煙突高さは 50 メートルと計画させてもらっております。

続きまして、焼却する廃棄物の種類としまして、産業廃棄物が 15 品目、特別管理産業廃棄物が 7 品目と計画させてもらっております。1 点、申し訳ございません。あらまし上で 8 品目と記載しているのですが、正確には 7 品目となっております。申し訳ございません。

現行施設との違いを説明させていただきますと、現行施設では産業廃棄物では 17 品目ございまして、そこからばいじんと令 13 号の 2 品目がなくなっております。また、石綿含有産業廃棄物と水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取扱いについてもなくなっております。特別管理産業廃棄物につきましては、元々あるばいじんと廃石綿等の 2 品目をなくしまして、感染性廃棄物が追加されているという状況になっております。

続きまして、3 ページに移らせていただきまして、運行計画ということで、新規焼却炉の稼働に伴い、実際に外部を行き来する車両台数、廃棄物運搬車両等について書かせてもらっておりまして、搬入については 33 台、搬出については 6 台、計 1 日当たり 39 台を想定しております。主な走行ルートとしましては、阪和自動車道から市道唐国久井線などということで、次のページに位置図を参照させてもらっておりますので、ページめくっていただければと思います。

4 ページが国土地理院発行の 2.5 万分の 1 の地形図を使用させていただいております、左上には方位記号を表記させてもらっております。真ん中に青く色づけさせてもらっているところが事業計画地になりまして、そこから下に凡例でルート 1 から 4 を示させてもらっております。このルート 1 の赤色実線の矢印部分、こちらが一番多い割合で走行するルートというふうになっております。また、工事中に使う工事車両につきましても、この走行ルートは同様にしていくというふうな計画でございます。

すみません、3 ページにまた戻っていただきまして、次の項目としまして、給水計画ということで、給水源は上水道と地下水を計画しております。給水量につきましては、合計で 150 トン、1 日当たり 150 トンというふうに計画しております。汚水排水の計画につきましては、新規焼却炉の排水はクローズドシステムを採用しておりまして、公共用水域への排水は行わないというふうに計画しております。雨水排水計画につきましては、現状と同様、雨水の排水口を経ましてテクノステージ和泉内の調整池へ流す計画でございます。

続きまして、廃棄物処理計画ですが、こちら工事に伴い発生する廃棄物については適正に処理をするというふうな計画でして、施設供用後に発生する焼却灰及びばいじんにつきましても、弊社グループの施設にて適正に処理いたします。工事計画にいたしましては、現行施設の解体、撤去の工事では約 9 か月、新規に建てる建設工事では 21 か月で、全体で約 3 年弱の計画とさせてもらっております。工事用道

路につきましては、先ほどお伝えしたルートを活用しまして、あと排ガス対策、騒音・振動対策、臭気対策というものは記載のとおりの形で対応をさせていただきます。以上となります。

続きまして、5ページ目以降につきましては関西環境管理技術センター様より説明させます。

【事業者業務受託業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

5ページ以降について説明させていただきます。

このあらましには記載はしていませんけれども、方法書、要約書で環境影響評価を実施する地域として、第3章に書かせていただいている分、若干説明させていただきます。

環境影響評価を実施する地域としましては、事業特性、事業計画地の位置を考慮して、煙突排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、事業計画地から半径約3キロの範囲に該当する和泉市及び岸和田市としております。この3キロの範囲につきましては、事業計画の煙突排ガスの諸元、また一般環境大気測定局である緑ヶ丘小学校局の風向風速データ及び大阪管区気象データを用いて、最大着地濃度の仮予測を行って範囲の根拠としております。

5ページの方に戻りまして、本事業における事業計画、工事計画の内容を考慮して、環境影響要因を抽出して、大阪府の環境影響評価及び事後調査に関する技術指針に示された予測・評価の対象となる項目のうち、環境影響要因により影響を受けると考えられ、環境影響評価の中で予測・評価を行う必要があると考えられる項目について選定しております。これにつきましては、下の表に載せてあるとおりであります。それぞれの環境影響要因の内容について、今回の選定では大気質、水質・底質、騒音、振動、低周波音、悪臭、土壌汚染、人と自然との触れ合い活動の場、景観、廃棄物・発生土、地球環境の11項目について選定をしております。方法書・要約書の方でこちらの選定の選定した理由、また選定しない理由の方を載せておりますので、表記のとおりとさせていただきます。

続きまして、6ページ、7ページに現況調査計画といたしまして記載をさせていただいております。

大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、人と自然との触れ合い活動の場、景観につきましては、既存資料調査と現地調査を行っていかうと考えております。また、水質・底質、土壌汚染、廃棄物・発生土、地球環境につきましては、既存資料調査を行っていかうと考えております。現地調査につきましては、8ページ、9ページにまとめて載せさせていただいております。若干説明させていただきますと、大気質につきましては、気象も含めた形なのですけれども、まず事業計画地より右下の方に気象という地点を示させていただきます。こちらの方では地上気象、風向風速、日射量、放射収支量について通年観測を行っていかうと考えております。また、こちら同じ地点で高層気象、1週間4季の調査を予定しております。また、六角形の白抜きの赤の部分が大気の調査地点になるのですけれども、その六角形の白抜きの一番北側、緑ヶ丘という文字の若干下になるのですけれども、こちらの付近が大阪府所管の和泉市緑ヶ丘小学校局となります。仮予測で用いたデータにつきましては、こちらのデータを使用しようと考えておるのですが、通常測定していないSO₂、ダイオキシン、水銀、塩化水素、簡易法のNO_xなどにつきましては、2週間の4季で調査を補完した形で行っていかうと考えております。また、六角形の一番東側と南西側の2地点につきましては、こちらの方は4季で風向風速と大気質の先ほどの項目、フル項目について調査を行っていかうと考えております。また、ほかの六角形の部分につきましては、簡易法のNO_xについて、4季で2週間調査を行っていかうと考えております。ほかの項目の調査につきましては、

表記のとおりとさせていただきます。

続きまして、10 ページの方に予測評価の方法として示させていただいております。大気質につきましては、施設の供用時、また工事中ということで施設の供用時につきましては煙突排出ガスの二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類につきまして、水銀、ダイオキシン類については年平均濃度ですが、年平均濃度と1時間濃度について予測を行っていかうと考えております。車両排出ガスにつきましては、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、これにつきまして年平均濃度を予測していかうと考えております。また、工事中につきましては既存施設解体工事について、粉じん（ダイオキシン類）ということで、解体工事からの粉じんの程度を予測していかうと考えております。造成等の工事で粉じんですが、造成裸地からの粉じんについて予測を行っていかうと考えております。建設機械排出ガスにつきましては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質について年平均濃度を予測していかうと考えております。車両排出ガスにつきまして、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年平均濃度を予測していかうと考えております。また、水質・底質につきましては工事中の浮遊粒子状物質について、工事中の濁水による事業計画地からの放流濃度について予測を行っていかうと考えております。騒音につきましては、施設の供用時、工事中について、施設の供用時につきましては、施設の稼働に伴う事業場騒音、騒音レベル L_{A5} について予測を行っていきます。事業関連車両の走行に伴う道路交通騒音につきましては、等価騒音レベルについて予測を行っていきます。工事中につきましては、建設作業騒音について騒音レベル L_{A5} について予測を行っていきます。工事用車両の走行に伴う道路交通騒音につきましては、等価騒音レベルについて予測を行っていきます。そのほかの分につきましては表記のとおりとさせていただきます。

続きまして、右手が最後の評価の指針になりますが、本事業の実施に伴って環境影響の予測結果は生活環境、自然環境の保全等の見地から客観的に評価するため、以下に示す評価の指針を基に評価対象項目ごとに環境保全目標を設定しております。評価の指針については、表記のとおりとさせていただきます。以上で説明を終わります。

【勝見会長】

ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御発言のある委員の方、お願いできますでしょうか。御発言ある場合は挙手ボタンをお願いしたいと思います。

藤長先生、お願いいたします。

【藤長委員】

藤長です。まず、現況調査のことについて質問させてもらいたいですけれども。現況、今のプラントが建っているかと思うのですけれども、この現況調査という位置づけをちょっと教えていただけないでしょうか。建設の前の現況のことです。

【事業者業務受託業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

現況調査の位置づけですけれども、それぞれ予測をするに当たっての資料とさせていただくのに調査を行っていくと。

【藤長委員】

それで現況というのが、今のプラントが動いている状況での調査になるのですか。

【事業者業務受託業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

すみません。大気質につきましては、今のプラントが動いているときの調査になってきます。騒音、振動等につきましては、方法書にも載せさせていただいているのですけれども、施設の停止時の調査を考えております。

【藤長委員】

じゃあ、今のプラントがその前段の大気とか水質・土壌は動いておるといえるのか、プラントがあるような状況での調査の結果ということになりますよね。

【事業者業務受託業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

そうです。

【藤長委員】

分かりました。そして、水関係でちょっと御質問したいのですが、まず、17 ページのプラント排水というのは、外には出さないと、炉内に噴霧するということなのですが、この水自体は処理はされているものなのですか。それとも、そのまま噴霧されるということですか。30 ページにも言葉で載っていますが、17 ページのフロー図で、処理されているのかどうか分らなかったのです。

【事業者：大栄環境株式会社】

17 ページに記載させていただいておりますフロー図の中で、ボイラーから発生する水につきましては、処理はせずにそのままプラント用水として再利用させていただきます。そして一番下のプラント用水タンクから発生する場内洗浄水でありますとか、汚水沈殿槽、ここから発生するものにつきましても、同じように処理はしないのですけれども、焼却炉の炉内に直接噴霧して水を処理するという計画になっております。

【藤長委員】

そしたら、水処理はしないという理解でよろしいですか。汚泥は貯めるけど。

【事業者：大栄環境株式会社】

水処理は、現地では行いません。

【藤長委員】

そしたら、これは、必ず炉内に噴霧させて、外には出すことはしないということよろしいですか。

【事業者：大栄環境株式会社】

はい、その計画でおります。

【藤長委員】

分かりました。あと1つ、土のことですけれども。33 ページで、現行の有害物質の使用特定施設をやめるので土壌汚染の調査をしますということでしたけど、これは、何を使うのをやめて、何が変わるのでしょうか。

【事業者：大栄環境株式会社】

今、現行施設におきましては、ダイオキシン類特別対策措置法でありますとか、水質汚濁防止法、下水道法の特設施設という扱いになっておりますので、今回その現行施設を解体するに当たって、そうした過去に有害物質が使用されていたかどうかというのを全て調査させていただきます。

【藤長委員】

新しい施設では水濁法に関係するものはないということですか。特定施設にはならない、持たないと

ということですか。

【事業者：大栄環境株式会社】

新しい施設に関しましても、同じように特定施設に該当することになってきますので、現行施設に対して一旦調査を行って、現地の有害物質をなくしてから新たな焼却施設の方でまた新たに届出を行うという形になります。

【藤長委員】

分かりました。ありがとうございました。

【勝見会長】

ありがとうございます。そのほか、先生方からございませんでしょうか。

内田先生、お願いいたします。

【内田委員】

開発行為というか、今回スクラップアンドビルドなので、私、交通とかの関係の専門ですけれども、変更点がどの辺にあるのかというあたり、ちょっと確認を取らせていただきたいのですが。敷地の関係、あんまり詳細な図面、出していただいていませんけれども、資料の3の例えば9ページの下の方にあるようなものと、私はグーグルの航空写真と照らし合わせて見えていますけれども、大栄環境さんのリサイクルセンターとクリーンステージさんのいろんな施設、連担している敷地を活用してこの中でスクラップアンドビルドをやるという理解でよろしいでしょうか。そうなってくると、御説明の冒頭であった、そのテクノステージの中での地区計画を一部変更するとかいうようなこと、一部変更の必要性が何で出てくるのかなというあたりとの関係、よく分からないので。単純に炉を更新するだけなのか、それともこのあたりの敷地内の使い方とか、それが地区計画に影響するとなってくると、どのあたりが影響するのかというあたりをお教えいただけますでしょうか。

【事業者：大栄環境株式会社】

地区計画の変更する目的のところの説明させていただきますと、まず今の地区計画では、当初、工業専用地域ではあるのですが、周辺の環境影響に影響を与えないようにということで、工場立地法に伴うような規制の内容を地区計画に盛り込むというような経緯がございまして、その中で建築物等の用途の制限というものを地区計画ルール上に落とし込まれておりまして、その中に電気供給業というものをに入れており、現行も続いているという状況でございまして。片や弊社が計画している内容というものが発電して生まれた電力を自家消費はするのですが、余剰分につきましては系外に出す、電力会社さんに売電を行う計画をしているのですが、その売電をする行為自体が電気供給業に該当するというふうな見解をいただいておりますので、その電気供給業の部分の内容を一部変更したいというふうに、現状……。

【内田委員】

立地可能なような形に変更するということですね。敷地の使い方が大きく変わるとかいうような内容があるのでしょうか。

【事業者：大栄環境株式会社】

敷地は特に大きく変わる予定はございません。現状は大栄環境株式会社の敷地と株式会社クリーンステージの敷地が上から見ると少し重なっているようなところはあるのですが、重なっているとい

いますか、分けられているのですけども、それを1つの大栄環境として運用していくというふうな形を考えています。

【内田委員】

じゃ、この中で結構大きな再配置につながるのでしょうかね。何か炉の変更の話だけを説明されましたけれども。

【事業者：大栄環境株式会社】

すみません、ちょっと補足させていただきますと、方法書の要約書の18ページと19ページを御覧いただけますでしょうか。18ページの方に今回、我々大栄環境株式会社と、現行施設であります株式会社クリーンステージの施設全体の配置図になっております。18ページでいきますと、図面の左下にあります破碎施設棟というところと、図面の一番右側になりますストックヤード②、この2つの建物が建っているところが大栄環境が使用している土地になります。同じく、図面の真ん中、ストックヤード①というところと、その上側にあります紫色で新規焼却炉というふうに記載させていただいているこの2つのところが現行施設の株式会社クリーンステージのガス化溶融施設になっております。今回スクラップ、解体・撤去しますのは、その紫色に建っているところのガス化溶融炉を今回、解体・撤去しまして、その場所に新たな新規焼却炉を建設する計画になっておりますので、その下にあります破碎施設棟でありますとか、ストックヤード①、②というものは現行の施設をそのまま活用する計画であります。

【内田委員】

なるほど、分かりました。これ、敷地は分かりましたけど、高さ方向についてはいかがですか。建物の高さは最大30メートルというのは、現状とあまり変わらないということなののでしょうか。

【事業者：大栄環境株式会社】

そうですね、ここの地区で30メートル以下というルールがありますので、それにのっとって計画をさせてもらっております。

【内田委員】

計画はそうなのでしょうけれども、現在の溶融炉の高さともあんまり変わらないということによろしいですか。

【事業者：大栄環境株式会社】

おっしゃるとおりです。

【内田委員】

どうもありがとうございます。

【勝見会長】

ありがとうございました。そのほか委員の先生方からございますでしょうか。

高橋先生、お願いします。

【高橋会長代理】

何点か質問したいのですけども。まず1点目、要約書の4ページで、新規の炉が2倍以上になりますね、これ。その理由が発電電力の確保というような御説明があったかと思うのですけども、それはそれでいいとして、それに伴って、例えば要約書3ページの表2-1というのが現在稼働中の施設ですね。それから、新しい方は要約書13ページの表の2-3ですね。これで比較すると、何か出てくる大気汚染物質

といいますか、大気に関係するものが10倍とか、かなりの量が増えるというふうになるのですけれども、これで見通しはどのようなのでしょうかという点をお聞きします。

【事業者：大栄環境株式会社】

排ガス濃度の部分についてまず説明させていただきますと、現行施設の方が、括弧で協定値というふうに書かせてもらっておりまして、これが何かといいますと、このテクノステージ和泉で建築をする際は、和泉市さんと環境保全協定を締結してくださいというふうなルールがございまして、それにのっとり、当時、法にある規制値よりさらに厳しい数値を協議した結果、このような数字を落とし込んでいるという状況でございます。

13 ページの方の新規焼却炉の排ガス濃度の部分につきましては、現状、まだ和泉市さんと、今後協議していくというところもありますので、法律にのっとりた規制値を記載させてもらっているというふうなそういう書きぶりをさせていただいております。

【高橋会長代理】

そうすると、将来、例えばこれ稼働したときに現況の調査とそれと併せて予測等もするかと思うのですが、調査地点、要約書の53 ページ、今日の資料だとそれがどれに相当するのか分からなかったのですが、53 ページの図の6の1、現地調査地点ってありますね、大気質、この丸のところですけども、なぜこんな離れたところですか。もっと近くに住民がたくさん住んでいるところもあるのに、かなり離れたところで大気質の調査をされるようになっていっているのですけども、もっともっと近くにあるところ、住民が住んでおられるところですか。

【事業者業務受託業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

現状は若干円からは離れているのですけれども、近くに赤い、こちら53 ページで言いますと、ピンクの丸の住居等の保全物件というのがございます。こちらが最大着地濃度から言う一番近い保全物件にはなるかと思うのですけれども、現地の状況で調査地点、調査することが可能な地域について示させていただいているという形です。

【高橋会長代理】

ちょっと理解できないです。調査する地点、住民が住んでおられるところには何か難しい、そこに設置するのは難しい理由があるのですか。

【事業者業務受託業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

調査自体、トラックを設置させていただいて調査をやっというここと考えておるのですけれども、現状、そういった調査の測定車を入れる場所がこのあたりが一番最適といいますか、可能なところということを示させていただいています。

【高橋会長代理】

そうですね、測定するのにいろいろ機材運ぶトラック等の搬入とか、置く場所とか、そういう関係でこしかないという、そういう理解でよろしいですか。

【事業者業務受託業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

そうですね、調査始まってしまえば2週間ずっとそこに測定車を置くということになりますので、調査の現場につきましてはちょっと制約を受けるといいますか、どこでもできるという部分ではありませんので、一番可能なところを示させていただいているということです。

【高橋会長代理】

離れたところと、この本来調査すべきところでかなり離れている影響はどのように見通しされていますか。

【事業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

ちょっと補足させていただきます。対象が煙突排ガスということで、最大着地濃度地点を計算しますと、かなり離れた位置に落ちると。風の傾向から、海陸風の影響を受けておりまして、図で見る東側と西側に比較的高い寄与濃度が生じるということで、比較的離れた場所にも調査ポイントを配置するというのがこの計画となっております。

【高橋会長代理】

では、もうこの地点で調査しておけば、それより近いところもほぼその程度だという認識で調査されるということですね。

【事業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

そうですね、比較的離れたところに高濃度が出現する可能性がございますので、割と離れた、高濃度が出現しそうなポイントということを優先的に置いているというところですよ。

【高橋会長代理】

分かりました。以上です。

【勝見会長】

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

嶋寺先生、お願いいたします。

【嶋寺委員】

私も現在の施設と新施設の関係なのですが、煙突高さ、排ガス温度がかなり変わってくるのですが、有効煙突高さというのは、最終的にはそれほど変わらないという認識なのですか。現地調査の状況と、新しく建ったものが有効煙突高さが大分変わってしまうと、状況も少し違うとは思いますが、それでも。

【事業者：一般社団法人関西環境管理技術センター】

現施設と計画施設の有効煙突高さというのは排ガス量と実煙突高さの差から、計画の施設の方が有効煙突高さが高く計算される結果になります。一方、現地調査地点の配置につきましては、計画施設での仮予測の結果を受けて、濃度が比較的高くなりそうなポイントを設定しているということなので、基本的には現施設の影響というのは無視して考えたいというのが予測の考え方なのですが、現施設をとめてしまうわけにはいかないということで、現施設稼働中に調査を行って、予測のためのポイントについては比較的計画施設から高濃度が出現するようなポイントという位置づけで調査を実施します。

【嶋寺委員】

分かりました。

【勝見会長】

ありがとうございます。嶋寺先生、よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問なさそうですので、もし質問があれば改めて事務局通して確認をさせていただきます。

だくということにさせていただきたいと思います。

これで質疑を終わらせていただきたいと思いますので、事業者の皆様には御退出をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(事業者、退出)

【勝見会長】

それでは、2件、御説明と質疑をいただきました。事務局から今後の手続について、それ以外もございますけれども、御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局（小西）】

それでは、事務局から今後のスケジュールなどを御説明させていただきます。資料4を御覧ください。

まず、四角に囲いました方法書手続の流れでございます。こちらの方法書は、議題1は1月24日、議題2は2月1日に提出がありまして、2月15日に調査地域の市町村長様に意見照会をしております。縦覧に関しましては、2月15日から開始しておりまして、3月14日まで実施しております。住民意見は3月28日まで受付をしております。その後、事業者から意見の概要とそれに対する見解が提出されることとなります。

次に、一番下の方に書いております審査会のスケジュール案を御覧ください。

まず、本日の審査会において意見照会を審査会の皆様にさせていただきました。知事意見を述べますのが事業者の見解提出から90日以内に書面により述べてとなっておりますので、6月末から7月初め頃が期限になると思われまして、そこで審査会の皆様には、まず3月から4月にかけて現地調査会を開催させていただいて、地元市町村様からは5月10日を期限としまして意見照会しておりますので、地元市町村からの回答を受けた後、5月から6月にかけて各分野の専門調査部会で集中的に御審議いただきたいと考えております。そして、その後、6月下旬、または7月に審査会を開催させていただいて、検討結果の取りまとめをお願いしたいと考えております。専門調査部会につきましては、参考資料としております参考資料2番の環境影響評価審査会運営要綱に記載があるのですが、分野別に別表としまして5つ専門調査部会が設置されておりまして、その委員に関しましては審査会の会長様に案件ごとに指名いただくこととなっております。事務局といたしましては、本日の議題2つ、2事業とも全ての分野に関係しておりますので、5つの部会全てを開催していただいで集中的な御審議をお願いしたいと考えております。

今後のスケジュールなどについては以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

【勝見会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から今後の手続等につきまして、御説明がございました。皆様からも御意見をいただきたいと思いますけれども、まず私の方から考えを先に述べさせていただきたいと思います。

先ほど御説明も事務局からございましたように、現地調査会を開催するという、これは提案どおりさせていただきたいと考えております。それから、全ての専門調査部会を置くと、5つの専門調査部会ですけれども、こちらを置くということで進めさせていただければと考えておりますけれども、委員の皆様、この2点についてお考え、いかがでしょうか。現地調査と専門調査部会ということですが、御異論、あるいは御発言ございますでしょうか。

御発言ないということは、もちろん現地調査会を開催するという、それから全ての専門調査部会を置くということでお認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。専門調査部会を置くということでお認めいただいたということにさせていただきたいと思います。それから、先ほど事務局から御説明もございましたけれども、それぞれの部会については会長から指名をさせていただくということでございますので、こちらは事務局を通じて皆様にお知らせをするということをお願いをしたいと思います。

それから、専門部会、それから審査会本体もございますけれども、今後の開催日程等につきましても、事務局を通じて会長からの案内という形で進めさせていただきたいと思います。少し集中的にやらないといけないということで、委員の皆様にはお忙しいところではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

この件、何か御発言、御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。よろしいようでしたら議題の3のその他の方に行かせていただきたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局（小西）】

事務局からその他としまして、附属機関条例の改正案について御報告いたします。

本審査会の担当事務について、ほかの附属機関との関係を十分に整理できていなかった部分がありましたので、それを改めるものでございます。

資料5を御覧ください。資料5に沿って御説明させていただきます。

大阪府では、本審査会であります環境影響評価審査会とは別に、廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響評価審議会を設置しております。名称が長いので、A、Bと省略させていただきます。Bは廃棄物処理法に基づきまして、焼却施設と最終処分場の設置許可に当たって専門家の方々の御意見をいただくというものでございます。対象となる規模としましては、焼却施設はごく小規模のものから、最終処分場は規模にかかわらずとなっており、いずれも上限は設けられておりません。このため、現在の附属機関条例ではBの対象となる施設のうち、アセスメントの条例の対象になる大規模な施設につきましては、同時に本審査会でありますAの方にも御審議いただく必要がありまして、二重に御審議いただくという状況となっております。真ん中の方に審議事項とございますけれども、審議事項A、B、比較いたしますと、本審査会Aの方の審議事項にBの大気質から廃棄物までの7項目が全て含まれております。このため、一番下の改正案の欄にありますように、本審査会の審議内容に廃棄物処理法に基づく意見聴取を追加させていただいて、現在の二重に審議が必要となる状況を解消したいと考えております。この、実際に廃棄物処理法に基づく意見聴取を本審査会にお願いするような時期に関しましては、今回の方法書ではなくて、準備書の手続で重なってきますので、今回の議題2の大栄環境の準備書手続が初めてのケースになる予定でございます。御説明は以上でございます。

【勝見会長】

ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問や御意見ございますでしょうか。

このような形で進めるということで改正作業を進めていただくということになります。少し先にはなりますけれども、A、Bございました、こちらはAでございますけれども、Bについても、少し先にはなりますが、この場で、あるいは専門部会等で検討させていただくという具合に、私、理解しております。

もし何もございませんようでしたら、こちら確認をいただいたということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

予定をしていました議事、以上ですけれども、委員の先生方から全体通して何かございますでしょうか

か。ございましたら挙手ボタン、あるいはミュートを外して御発言いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ、内田先生。

【内田委員】

1件目の方、土地区画整理事業との関係がやっぱりちょっと気になるのですが。やむを得ないと言えばやむを得ないのですが、言い方が悪いですけど、脱法行為的にもちょっと見えるのですね。密接不可分な開発行為かと思うので。そのあたり、事務局としては、どうお考えなのでしょうか。事業者の方からはちゃんと配慮しますよというようなお答えであったかとは思いますが。

【事務局（小西）】

事務局の方から、その点の御説明などさせていただきます。

アセスメントを行う事業の範囲に関しましては、法令上は特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更、工作物の新築、増改築というふうにされておりまして、一連の、という点につきまして、事業の目的が同一であり、かつ構想や決定の時期が同一かどうかによって判断するというふうに国の見解がなされておりまして。なので、工事用の専用道路を造るとかでしたら、目的が同一なので、物を建てるのと道路の建設が一連のということと一緒にアセスメントにするということになるのですが、今回の区画整理事業は産業拠点の形成で、ごみ処理施設はごみ処理施設の設置ということで、目的が異なるのでアセスメントの法令上は一連の事業には当たらないので、1つのアセスメントとしてする事業、一個の事業にはならないです。また、今回の土地区画整理事業単体でアセスメントの対象になるか否かということに関しましては、50ヘクタールで裾切りがありますので、今回は36.5となっておりますので、単体でも対象外になります。ただ、取扱いとしては分かれる、一緒にさせられないですけれども、区画整理を行う事業者が地元の市、公共団体、森林で土地の改変を行うということでもありますので、区画整理事業でも、環境配慮とかを事業者間でちゃんと連携を図っていただくように、私どもとしては清掃施設組合の方に求めまして、両事業者で協議いただいて、一定、方法書に記載していただいておりますように、環境調査を区画整理事業でも行う、その調査の結果をお互い共有して、環境配慮に取り組んでいくということが記載された、というようなことになります。

【内田委員】

ルールとの関係は分かるのですが、立地アセスメントのときと何で変わったかという話の説明を聞いても、ほかのものが余分にくっただけであって、焼却施設のための開発行為に関して言うと、全く一貫通貫のように見えちゃうので、そのあたり、指導の方をきっちりやっていただければなと思います。どうもありがとうございます。

【事務局（小西）】

ありがとうございます。

【勝見会長】

ありがとうございます。悩ましいというか、気持ち悪いというか、ございますね。事務局の方で少し調整等御尽力いただくということで御検討いただければと思います。

ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【事務局（金城課長補佐）】

勝見会長、委員の先生方、御審議いただきまして誠にありがとうございました。今後、検討結果の取りまとめに向けまして、お忙しい中、お時間を頂戴することになりますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、これをもって閉会とさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

（午前 11 時 51 分 閉会）